

公共施設使用料を改定

～維持管理費の増加等に伴い、貸館等の使用料を改定します～

1 目的

公共施設の使用料は、受益者負担の適正化を図るため、概ね5年ごとに改定を検討していますが、平成10年度の改定以降は据え置いてきました。

しかし、近年の物価高騰や老朽化した施設の修繕などにより、施設の維持管理費が増加傾向にあることから、使用料を改定することとし、関係する26の条例を改正します。

【提出予定議案】

- 春日井市社会福祉施設条例等の一部を改正する条例について（24条例の一括改正）
- 春日井市市民活動支援センター条例の一部を改正する条例について
- 春日井市子ども屋内遊び場条例の一部を改正する条例について



2 料金改定の主な内容

(1) 算定額の基本的な考え方

公共施設の使用料は、貸館・貸室の維持管理費（光熱水費、業務委託費、修繕費等）をもとに基本となる単価を算定し、その単価の変動に応じて見直しを行っています。現在の施設1日当たりの使用料単価を算出すると、116円/㎡となり、現行の使用料単価95円/㎡から21円/㎡（22.1%）増額となります。

ア 会議室、ホールなど、一定のスペースを占有して利用する施設の使用料
使用料単価116円/㎡から貸出面積と貸出時間を加味し算出します。

現行の使用料が使用料単価に基づかず設定されている施設については、今回の改定を契機に算定根拠を統一します。なお、この場合において、大幅な値上げが生じる施設については、利用者の負担軽減を図るため、段階的に引き上げます。

イ プール、陸上競技場など、不特定多数の人が利用する施設の使用料
現在の使用料に使用料単価上昇率22.1%を乗じて算出します。

ウ 子ども屋内遊び場（ぐりんぐりん）の使用料

現在の使用料は、年少児以上のこどもを有料、保護者を無料としています。 「こどもまんなか」の理念に基づいたまちづくり推進のため、使用料の体系を抜本的に見直し、こどもを無料、保護者を有料として料金改定します。

(2) 市外居住者利用時の料金設定

市民の施設利用の利便性を確保するため、市外居住者が利用する際の使用料を設定します。（通常使用料の1.5倍または2倍）。

(3) 利用目的の許可の範囲の拡充

施設の有効活用を図るため、施設の空きスペースや空き時間を利用した民間事業者への貸付や商業活用等営利目的の利用を許可することとし、その場合の使用料を設定します（通常使用料の3倍）。

(4) その他

一部の施設においては、貸出単位や冷暖房費の取り扱いなど施設使用料に関する改定を行います。

3 対象施設（使用料を徴収するすべての施設）

各ふれあいセンター、各公民館、総合福祉センター、グリーンパレス春日井、青少年女性センター、市民活動支援センター、市民会館、東部市民センター、文芸館、総合体育館、温水プール、市民球場、朝宮公園、ぐりんぐりん、福祉の里、道風記念館、ふれあい農業公園、都市緑化植物園、少年自然の家等（計35施設）

4 改定時期

令和9年1月の新たな施設予約システム導入にあわせて改定します（一部施設は令和9年4月以降に改定）。

【使用料改定の例】

(1) 使用料単価（116円／㎡）を用いた料金改定の例（知多公民館）

【現行】				【改定後】			
(単位：円)				(単位：円)			
区分 (面積)	午前 (9:00-12:00)	午後 (13:00-17:00)	夜間 (17:30-21:30)	午前 (9:00-12:00)	午後 (13:00-17:00)	夜間 (17:30-21:30)	
第1集会室 (90㎡)	2,300	3,100	3,100	2,800 (+500)	3,700 (+600)	3,700 (+600)	
第2集会室 (59㎡)	1,500	2,000	2,000	1,800 (+300)	2,400 (+400)	2,400 (+400)	
第3集会室 (49㎡)	1,200	1,700	1,700	1,500 (+300)	2,000 (+300)	2,000 (+300)	

※市外居住者の利用料は表中料金の2倍

(2) 単価上昇率(22.1%)を用いた料金改定の例（個人使用料）

【現行】		【改定後】	
利用区分（施設名）	使用料（円/回）	使用料（円/回）	
プール（一般） (温水プール)	500	600	※市外居住者の使用料は 表中料金の1.5倍（18歳 以下の者については、 市外居住者料金を設け ない。）
陸上競技場（一般） (朝宮公園)	200	300	

(3) 単価上昇率(22.1%)を用いた料金改定の例（個人使用料以外）

【現行】		【改定後】	
利用区分（施設名）	使用料（円/面・時間）	使用料（円/面・時間）	
テニスコート (中央公民館、高森山公園)	300	400	※市外居住者の 使用料は表中 料金の2倍

(4) こども屋内遊び場（ぐりんぐりん）料金

【現行】		【改定後】	
利用区分	使用料（円/回）	使用料（円/回）	
保護者	無料	400（市民200）	※市内居住者の 利用料は表中 料金の半額
小学生及び未就学児（年少児以上）	100	無料	

問い合わせ 総務部総務課 TEL 0568-85-6068
いきがい創生部市民活動支援センター TEL 0568-56-1943
こども未来部子育て推進課 TEL 0568-85-6151